

会員 各位

一般社団法人日本病院薬剤師会

専門薬剤師・認定薬剤師の認定申請資格・更新条件の  
主要な変更点について

平素より日本病院薬剤師会にご高配を賜りまして御礼申し上げます。  
令和6年6月1日付で専門薬剤師・認定薬剤師の認定申請資格・更新条件、専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて（Q&A）を一部改定いたしました。

主要な変更点について下記にご案内いたしますのでご確認ください。下記の内容以外にも変更となっている箇所がございますので、申請する際は各認定申請資格・更新条件、並びに専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて（Q&A）をご確認頂きますようお願い申し上げます。

<主な変更点>

認定薬剤師・専門薬剤師の更新条件において、1日3単位としている学会・学術集会への参加単位を削除することとしました。学術集会への参加単位は削除しましたが、学術集会内の専門領域の単位となるシンポジウムへの参加は、シンポジウムごとに受講証が発行される場合に限り、2時間1単位として申請に使用することができます。

●●に関する学会（※1）が主催する学術集会への参加	3/日
対象となる学会・職能団体（※2）の主催する学術集会への参加	3/日
対象となる学会（※1）が主催する●●に関する講習会への参加	1/2時間

変更に伴い、単位の取得が難しくなったことから、各専門領域で検討し、総取得単位数を次のとおりとすることといたしました。

認定薬剤師の更新条件 5.（5）、 専門薬剤師の更新条件 5.（4）	がん	更新申請までの5年間に、別記2に定めるがん治療に関する講習単位 <del>5-0-40</del> 40単位以上（特段の理由がない限り、毎年最低3単位以上）を取得すること。ただし、 <del>5-0-40</del> 40単位のうち日本病院薬剤師会主催のがん専門薬剤師に関する講習会12単位以上を取得すること。
	感染制御	更新申請までの5年間に、別記2に定める感染制御に関する講習単位 <del>5-0-30</del> 30単位以上（特段の理由がない限り、毎年最低3単位以上）を取得すること。ただし、 <del>5-0-30</del> 30単位のうち日本病院薬剤師会の感染制御に関する講習会で12単位以上を取得すること。
	精神	更新申請までの5年間に、別記2に定める精神科に関する講習単位 <del>5-0-40</del> 40単位以上（特段の理由がない限り、毎年最低3単位以上）を取得すること。ただし、 <del>5-0-40</del> 40単位のうち日本病院薬剤師会の精神科に関する講習会で12単位以上を取得すること。
	妊婦・授乳婦	更新申請までの5年間に、別記2に定める妊婦・授乳婦に関する講習単位 <del>4-0-30</del> 30単位以上（特段の理由がない限り、毎年最低3単位以上）を取得すること。ただし、 <del>4-0-30</del> 30単位のうち日本病院薬剤師会の妊婦・授乳婦に関する講習会あるいは妊娠と薬情報センター（国が国立研究開発法人国立成育医療研究センターに設置したもの）が実施する講習会で12単位以上を取得すること。
	HIV感染症	更新申請までの5年間に、別記2に定めるHIV感染症に関する講習単位 <del>4-0-25</del> 25単位以上（特段の理由がない限り、毎年最低3単位以上）を取得すること。ただし、 <del>4-0-25</del> 25単位のうち日本病院薬剤師会のHIV感染症に関する講習会あるいは国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院エイズ治療・研究開発センター及びHIV/AIDSブロック拠点病院が実施する講習会で12単位以上を取得すること。

また、変更までに経過措置期間を設けており、令和8年度までに更新申請する場合は、「講習単位要件について従前の更新条件で差し支えない。」としております。